

第10回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年10月29日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 8番 甲斐 奉文 委員 9番 黒木 謙志 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第10回美郷町農業委員会総会を開会いたします。一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、2番森田正春委員、5番中田辰美委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。議事に入る前に総会資料の訂正をお願いします。資料の31ページをお開きください。会長名が間違っておりましたので訂正をお願いします。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第10回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番甲斐奉文委員、9番黒木謙志委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和2年10月29日本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 120 番から 128 番までの 9 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号は 120 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 74 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 82 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 1 筆、1,186 ㎡になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ 7,694 ㎡になります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中谷委員	<p>14 番、中谷です。譲受人から相談を受け現地にも行ってきました。無田地区の造成地であり、申請地は近年何も作ってなく相当荒れておりますが、農地に回復することは可能であると思われます。このまま荒らしておくと竹山になってしまいます。譲渡人は高齢で耕作できないため、今回の申請になったようです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 120 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 120 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 121 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 121 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 24 歳の方。譲受人が、延岡市の 90 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字仁田ノ越、畑 2 筆と田 2 筆、1,680 ㎡になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 6,201 ㎡。家畜はあ</p>

りません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。7 ページが法務局の地籍図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。担当の中田委員が欠席のため、代わって説明いたします。譲受人は、女の子ですが農業・林業の後継者になります。譲渡人は、申請地の近くに自宅がありますが、病气療養中であります。どうしても耕作できないということで、今回の申請となりました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 121 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 121 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 122 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 122 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷小原の 75 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。申請地は、西郷田代字沖ノソネ、田 1 筆、3,076 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 11,189 m²。家畜は、牛を 150 頭飼養しています。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。譲渡人は、腰が悪く体調がすぐれないということで管理が難しいとのことでした。他にも田畑がありますが、すべて人に預けているということです。譲受人は繁殖牛飼育をされていて、現在 150 頭を養っています。いずれは牧草を作るということでした。何ら問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 122 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 122 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 123 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 123 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 56 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字琵琶原、田 1 筆、2,822 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 18,937 m²。家畜は牛を 3 頭飼養しています。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。譲受人はミニトマトの生産農家であり、繁殖牛も 3 頭養っております。譲渡人は高齢で足も悪く、以前から譲受人に農地を管理してもらってました。利用計画は水稲となっておりますが、現在は 25 ～ 6 年前からハウスが建っています。その間ずっと賃料を払い続けており、土地代は十分にいただきましたということで、今回の単価になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 123 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

私から 1 つ質問ですが、譲受人は認定農業者ではないのですか。

事務局員

譲受人は認定農業者になります。基盤強化法を使う場合はこちらで嘱託登記という形で手続きしますが、本人が所有権移転の書類を揃えていて、自分でやったほうが安いということで、今回は 3 条での申請になりました。以上です。

議長

わかりました。

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 123 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 124 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 124 番です。説明の前に資料の訂正があります。申請理由が使用貸借権の設定となっておりますが、正しくは贈与による所有権移転となります。お手数をおかけいたしますが、総会資料の訂正をお願いします。それでは説明いたします。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 39 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 90 歳の方です。申請地は、西郷田代字舟戸、畑 1 筆、2,061 m²。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は茶となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 8,608 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが対象農用地の位置図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。私が聞いたところによると、30 年ほど前に茶園として買った中のこの 1 筆が名義変更がされてなくて、現在譲渡人が高齢で施設に入っていて、代わりに娘さんが手続きをしてくれて、名義変更が出来るようになったという話でした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 124 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 124 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 125 番・126 番・127 番ですが、譲渡人が同一のため同時
審議といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号 125 番・126 番・127 番ですが、申請人の
譲渡人が同一のため、あわせて説明いたします。

申請人の譲渡人は、延岡市の 56 歳の方です。

受付番号 125 番。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。申請
地は、北郷宇納間字田谷、田 3 筆、4,259 m²になります。

受付番号 126 番。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方です。申請
地は、北郷宇納間字田谷、田 1 筆、590 m²になります。

受付番号 127 番。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 56 歳の方です。申請
地は、北郷宇納間字田谷、田 1 筆、2,960 m²になります。

申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、すべて水稲となっております。契約
内容と譲受人の経営ですが、それぞれ申請書記載のとおりであります。15 ページ
が地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないた
め、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木委員

9 番、黒木です。譲渡人は今年父親が亡くなり労力が減少したことと、現在延
岡在住のため、今後管理が困難なことから貸したいということでした。今回の農
地は面積も大きく分散していることから、譲受人が 3 名となっております。125
番の譲受人は米・ほおずき・シキミ等を生産しており、ライスセンターのコンバ
インのオペレーターもしており、農地の状況を良く知っていることからこの土地
を借りたいということです。126 番の譲受人は米・榊等を生産しており、自身の
農地と隣接している農地を借りたいということです。127 番の譲受人は兼業農家
ですが米・シキミを生産しており、労力も十分あるということで、自身の農地に
近いところを借りたいということです。3 名とも農地や作物の管理をしっかりやっ
ており、信頼できる方たちなので問題ないと思いますので、承認の程よろしくお
願いします。

議長

説明を終わりましたので審議に入ります。受付番号 125 番・126 番・127 番につ
いて質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 125 番・126 番・127 番に賛成の方
の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 128 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号 128 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 57 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 57 歳の方です。申請地は、北郷黒木字アラ田と深田ノ原、田 2 筆、4,666 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 16,385 m²。家畜は牛を 20 頭飼養しています。家族総数 4 名の労力 1 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。譲受人は繁殖牛農家であります。譲渡人は宮崎在住ということで、ずっと前から貸し借りがあり継続案件であります。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 128 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 128 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 39 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 39 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 129 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員	<p>20 ページをお開きください。受付番号は 129 番です。受付月日は、令和 2 年 10 月 1 日。申請人は、美郷町北郷宇納間の 53 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字小八重、田 3 筆と畑 1 筆、現況地目は原野、面積 4,062 m²になります。所有者は申請人と同一であります。調査月日は、令和 2 年 10 月 1 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。21 ページが地籍集成図、22 ～ 23 ページが現況写真になります。申請地の周辺は、自己所有の農地と山林に囲まれていることから、非農地扱いすることによって周辺への影響は無いと考えます。今後も農地として管理することは不可能なので、地目を変えたいという申請となっております。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>13 番、藤本です。申請人は、現在木材搬出業を行っております。小八重地区は、水の量が少なく田を耕作するのにも問題があるような土地です。米を作っている田は一切ありません。すべて維持管理状態です。いずれ管理も出来なくなるので、木を植えられないだろうかと相談は前から受けておりまして、それで 3 年ほど前に農業委員全員で研修という名目で見に行ったという経緯があります。集落には家が 5 軒あり、そのうち住んでいるのが 3 軒です。人も少なくなり管理も出来なくなることから、今回の申請になったと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 129 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
黒木委員	<p>はい。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
黒木委員	<p>9 番、黒木です。勉強不足なので教えていただきたいのですが、この案件は地目を変更するという事でよいのでしょうか。</p>
事務局員	<p>農地は農業委員会の許可証明が無いと、法務局で地目変更が出来ません。転用とは人為的に農地でないものにするのですが、今回の場合は 10 年以放棄され、すでに原野化していることを証明するというのが農地法第 2 条になります。農地法第 2 条と転用は取扱がまったく違います。</p>
黒木委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 129 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 130 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 130 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 73 歳の方。譲渡人が、児湯郡川南町の方になります。申請地は、南郷神門字黒草、田 1 筆、37 m²になります。申請理由は、申請地は申請人が昭和 61 年に住宅を建築したもので、転用申請が必要であることが判明し今回の追認申請となったとあります。転用後の用途は、宅地への進入路となります。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が昭和 61 年 12 月で永年間に使用しているということになります。27 ページが地籍集成図、28 ページが始末書、29 ページが土地利用計画図、30 ページが現況写真になります。本件につきましては隣接農地もなく、過去に農業公共投資の対象となっていない農地であります。始末書も提出されていることから、追認やむなしと考えています。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。本人と直接話しましたが、土地の売買とか相談は早くに出来ていたということです。融資を受ける際に農地であることが判明して、あわてて登記の整理をしたようであります。追認申請であります。ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 130 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 130 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

31 ページをお開きください。議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 131 番から 137 番までの 7 件となっております。受付番号 132 番から 136 番までの 5 件については、林田会長が当事者となっておりますので、審議においては退席をお願いすることになります。このことから議長については、規則上会長代理の中田辰美委員がすることになりますが、今回欠席しておりますので仮議長を選任していただくこととなります。仮議長の選任については、美郷町農業委員会規則第 9 条第 4 号の規定により、仮議長の選任を議長に委任することが出来となっておりますので、受付番号 132 番から 136 番の議事の前に林田議長に仮議長を選任してもらうこととなります。それでは詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

33 ページをお開きください。受付番号は 131 番、所有権移転関係になります。所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷入下の 62 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。所有権を移転する土地は、北郷宇納間字琵琶原、田 1 筆、2,047 m²になります。所有権の移転に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 15,615 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。34 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。この案件は、先程の第 3 条の受付番号 123 番と譲渡人が同じになります。申請地も隣接しており、現在ハウスが建っております。所有権を移転する者が高齢で今後も経営・管理等が困難であることから、以前から管理を任せていた所有権の移転を受ける者に売却したいということで、今回の申請となりました。単価については、123 番と同じ理由でこの金額となっております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 131 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 131 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

次の案件に入る前に、先程事務局長から説明がありましたとおり、本日中田辰美会長代理が欠席のため、私の案件の関係で仮議長の指名をさせていただきます。今回は、14 番の中谷委員にお願いしたいと思います。それでは、審議終了まで退席いたします。中谷委員、よろしくお願いします。

<林田議長、退席>

<中谷委員、議長席へ>

仮議長

慣れておりませんが、よろしくお願いします。

受付番号 132 番から 136 番の 5 件について、利用権の設定を受ける者が同一であるため、同時審議といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局員

35 ページをお開きください。受付番号 132 番から 136 番の 5 件ですが、只今仮議長から説明がありましたとおり、利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。

受付番号 132 番。利用権を設定する者は、美郷町西郷田代の 74 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字里道、田 1 筆、1,713 m²になります。

受付番号 133 番。地要件を設定する者は、日向市財光寺の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字赤松ノ吐、田 1 筆、1,140 m²になります。

受付番号 134 番。利用権を設定する者は、美郷町西郷田代の 89 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字桑野々、田 2 筆、1,453 m²になります。

受付番号 135 番。利用権を設定する者は、美郷町西郷田代の 70 歳の方。利用権を設定する土地は、西郷田代字上ノ前田、田 1 筆、568 m²になります。

受付番号 136 番。利用権を設定する者は、美郷町西郷田代の 3 名の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字花水流経塚ノ元他、田 3 筆、4,923 m²になります。合計は 8 筆の 9,797 m²になります。

利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を

受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 33,326 ㎡。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は継続となります。36・37 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

仮議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。まず利用権を設定する者について説明します。132 番は、高齢で 1 人暮らしのため管理が出来ないということです。133 番は日向在住で、管理が出来ないということです。134 番は 1 人暮らしで体調も良くなく、管理が出来ないということです。135 番は家から田んぼが遠く、隣の田が設定を受ける者の田であるため、管理をお願いしたということです。136 番は 3 名の共有名義の土地ですが、他 2 名が県外で 1 人では管理が出来ないためお願いしたということです。5 件とも 10 年以上の継続案件で問題ないと思われます。利用権の設定を受ける者も、他に管理してくれる人がいないか探したそうですが、なかなか見つからないのでもう一度利用権設定をすることにしたそうです。ご審議の程よろしくお願いします。

仮議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 132 番から 136 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 132 番から 136 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。それでは、審議が終了しましたので林田議長を呼び戻してください。

<中谷委員、自席へ>

<林田議長、議長席へ>

議長

中谷委員、ありがとうございました。
続きまして、受付番号 137 番の説明をお願いします。

事務局員

38 ページをお開きください。受付番号は 137 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎市の宮崎県農業振興公社です。利用権を設定する者が、延岡市の 65 歳の

方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字平田、田 1 筆、3,017 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、公社になりますので経営面積・家族数は記載されておりません。利用権設定区分は継続になります。一度利用権を農業公社に設定し、その後地域の担い手に貸し付けるという流れになります。39 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。只今事務局から説明がありましたように、継続の案件になります。今回議案としてあがったのは、以前は父親名義で契約されていたのですが、父親が亡くなり、利用権を設定する者が相続して名義が変わったため、改めて契約を結びなおしたということだそうです。問題はないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 137 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 137 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 12 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

40 ページをお開きください。報告第 12 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

41 ページをお開きください。農地改良届出書について説明いたします。農地改良の内容は、土量約 1,100 m³の盛土を行い、湧水の解消を行い作業効率の向上を図っております。土地の所在は、北郷黒木字小原、田 1 筆になります。42～45 ページに書類を添付しておりますので、確認をお願いします。以上です。

議長

地区担当委員は補足説明はありますか。

<なし>

続きまして、報告第 13 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

46 ページをお開きください。報告第 13 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 10 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

47 ページをお開きください。賃貸借合意解約書についてご説明いたします。土地の所在は 48 ページに記載されておりますが、合計 8 筆の 7,915 m²になります。合意解約の経緯については、対象農用地の売買により所有権が移転され、新たな所有者により耕作されるため、今回の合意解約に至ったものです。本合意解約は、農地法の要件を満たしているため受理しましたので、報告いたします。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 10 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

